

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 28 年 9 月 5 日

時 間：原発特別委員会終了後

富岡町役場 桑野分室

開 議 午後 零時 5 9 分

出席議員 (14名)

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
8番	宇佐神幸一君	9番	山本育男君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参考事管兼者	佐藤臣克君
参考事務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参考事務課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参考事務課長	渡辺弘道君

参 産 業 事 業 振 興 課 長 兼	菅	野	利	行	君
復 興 推 進 課 長	深	谷	高	俊	君
復 旧 課 長	三	瓶	清	一	君
教 育 総 務 課 長	石	井	和	弘	君
いわき支 所 長	小	林	元	一	君
拠 点 整 備 課 長	竹	原	信	也	君
統 括 出 張 所 長	三	瓶	直	人	君
参 事 業 事 業 支 援 課 長 兼	林		志	信	君
主 企 画 課 長 幹 兼	本	宮	幸	治	君
商 工 係 長	安	藤		崇	君
原 子 力 事 故 対 策 係 長	遠	藤		淳	君
企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 政 策 係 長	原	田	徳	仁	君
安 全 対 策 課 長 補 佐 兼 消 防 交 通 係 長	飯	塚	裕	之	君
参 産 業 事 業 振 興 課 長 佐 補	猪	狩		力	君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	志	賀	智	秀
議 会 事 務 係 長	大	和	田	豊
議 会 事 務 係 主 任	藤	田	志	穂

付議事件

1. 富岡町福島再生加速化交付金基金条例について
2. 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例について
3. その他
 - (1) 富岡町地域防災計画の改正について
 - (2) その他

開 会 (午後 零時 5 9 分)

○議長（塚野芳美君） それでは、朝から引き続きお疲れさまです。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長、庶務係長、庶務係主任であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、9月定例会の提出を予定しております議案といたしまして、条例の新規制定案件2件についての説明に加えて、そのほかの説明1件であります。

まず、条例制定案件については、今後災害公営住宅整備事業や産業団地整備事業など、複数年度にわたる事業が想定されることから、これまで以上に安定的な財源確保及び効率的な事業実施を可能とするため、富岡町福島再生加速化交付金基金条例を制定するものです。

次に、町民の帰還後の買い物環境の整備や人々のにぎわいを取り戻すことを目的に現在整備を進めております複合商業施設の設置及び管理運営に関する事項を定めるため、富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

その他といたしましては、富岡町地域防災計画の改正について、これまで協議した改正内容をご説明申し上げるものであります。詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、富岡町福島再生加速化交付金基金条例についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。それでは、基金条例の案についてご説明を申し上げます。大変恐縮ですが、説明は座ってさせていただきますので、よろしくお願ひします。

今回制定しようといたします条例は、福島復興再生特別措置法に基づき、事業計画の作成により交付される福島再生加速化交付金を帰還環境整備事業に要する資金として基金に積み立てるために制定するものでございます。復興加速化交付金の申請はこれまで単年度ごとに、単年度ごとの事業に係る所要見込額での事業申請をしてまいりましたが、先ほど町長挨拶の中にもありました、今後災害公営住宅整備事業や産業団地整備事業、それから県道広野小高線と一般国道6号とのアクセス道路整備事業などの複数年にわたる事業を計画、実施してまいりことから、富岡町福島再生加速化交付金基金を設置して、事業財源の安定確保並びに事業の効率的な実施を担保してまいりというふうにしたものでございます。

全員協議会資料ナンバー1をごらんになっていただきたいと思います。基金条例の案でございます。この条例は、第1条において基金積み立て資金の根拠と基金設置の根拠を明記し、第2条において基金積立額は予算で定める範囲内で町長が定めること、第3条において基金の管理方法、第4条において基金の運用から生じる利益の処分方法、第5条において基金に属する現金を歳計現金に繰り入れて運用できることを、それから第6条において基金の目的を達成するために必要な事業にのみ活用できることをそれぞれ規定しているものでございます。第7条においては、基金の管理に関し、必要事項を別に定める委任条項を付しております。なお、復興庁の福島再生加速化交付金基金管理運営要領では、複数の交付担当大臣から基金造成のため交付金を交付された場合には、同一の基金でこれを受け入れ、交付大臣ごとに個別経理するものとするということ、それから事業が全て終了したときなどに基金の残額がある場合は、その残額を国庫に返納することというふうになっておりますので、このことを申し添えまして説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、富岡町福島再生加速化交付金基金条例についてを終わります。

担当者の席替えをしますので、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時06分)

再 開 (午後 1時07分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） それでは、産業振興課のほうから富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例についてご説明申し上げます。説明は着座にて失礼します。

複合商業施設については、現在さきの臨時議会で契約の変更で同意いただきました内装解体工事が8月末で終わっております。現在におきましては、11月末の一部先行オープンに向けた改修工事とその中で使う什器備品の発注に向けた作業を行っているところでございます。そういう状況の中で11月下旬には先行オープンとなりますので、当然公設民営ということなので、施設の設置条例、そしてまた施設を運営するために指定管理者等を想定しておりますので、それを9月議会に上程させていただき、その中で来年のグランドオープンを迎えるというような段取りで考えております。条例の中身につきましては、条例本文につきましては、猪狩課長補佐のほうから、それとそれに伴いまして今後工

程がございますので、若干その工程についても説明させていただきたいと思いますので、工程につきましては係長のほうから説明させたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） それでは、全員協議会資料2-1、富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例（案）についてご説明を申し上げます。

今回条例制定につきましては、避難されている町民の帰還後の買い物環境を町が整備し、かつての人々の往来、にぎわいを取り戻すために拠点地域内に設置される複合商業施設の設置及び管理について必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

第1条につきましては、設置は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設として複合商業施設を設置するものとしております。第2条につきましては、商業施設施設の位置を定めるものでございます。第3条につきましては、商業施設を構成する施設を定めるものでございます。それから、第4条は商業施設の取り扱う業務の範囲を定めるものでございます。第5条につきましては、商業施設の管理を地方自治法に基づき指定管理者に行わせることができるなどを定めるものでございます。第6条につきましては、指定管理者が行うことができる業務を定めるものです。第7条につきましては、指定管理者を指定する際の手続について定めるものとなっております。第8条につきましては、同じく指定管理者が指定を受け、管理を行う期間について3年と定めるものでございます。それから、第9条ですが、商業施設の使用許可の必要性、不許可の事項を定めたものでございます。第10条につきましては、使用の許可を受けた者の使用権譲渡の禁止について定めたものでございます。それから、第11条につきましては使用の許可を受けた者の使用の許可の取り消し事項について定めたものでございます。第12条につきましては、施設使用区分ごとの使用料について定めたものでございます。第13条につきましては、特別事由による使用料の減免について定めたものでございます。第14条につきましては、施設使用後の整理及び清掃による原状回復について定めたものでございます。第15条につきましては、使用者による施設設備及び備品等の損傷に対する損害賠償について定めたものです。第16条につきましては、この条例の施行について必要な事項を町長に委任することとしており、附則において施行日を規則で定める日としております。さらに、附則において第12条第1項に基づく使用料につきましては、状況に応じて見直しができるものを規定するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○商工係長（安藤 崇君） 引き続きまして、私から指定管理の今後のスケジュールについて申し上げます。

資料ナンバー全員協議会2-2をごらんください。今後想定されるスケジュールでございますが、9月本条例案上程後議決を得た後につきましては、10月上旬に指定管理者選考委員会を開催いたします。こちらでは、指定管理者の選考方法及び選考基準等の内容を検討するものでございます。町の方

針が決まりましたら、10月中旬から11月中旬をもちまして指定管理者の公募を行います。11月下旬には、応募のあった指定管理者を指定管理者選考委員会の開催によりまして仮ではございますが、指定管理者の指定を行います。その後、12月、1月と指定管理者と業務内容の協議、また指定管理料の調整を行いまして、そちらの予算化も図ります。最後には、指定管理者との今後の包括協定内容の協議を進め、3月、こちらの指定管理者の指定に係りまして、皆様に改めて上程申し上げるところでございます。なお、そちらに基づき議決を得た後は、来年度以降につきましての指定管理者が決定なされるというところでございます。

お示し資料の2番目のスキーム図でございますが、こちらは今後想定される施設の運営でございまして、町は表にございます管理、運営者となる指定管理者に指定管理料を支払い、その者が今後施設の運営、建物の維持管理を行ってまいります。また、施設に入居する商業者、貸し店舗の使用者につきましては、条例に基づき申請を得た後、町のほうに使用料等を今後は納めるような形となります。資料裏面のこちらの使用料の概要につきましては、大きな制度のポイントでございまして、まず公共団体が支払う指定管理料で指定管理者は公の施設の管理運営を行ってまいります。その後、各テナント入居者等から徴収される使用料については、公共団体の収入となるところでございます。使用料金設定につきましては、さきに説明差し上げたとおり条例で定めるものでございまして、その徴収方法等につきましては、町が指定管理者に徴収を代行させるところも予定しているところでございます。

以下、料金の徴収先、減免等につきましてはご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上です。

○議長（塙野芳美君） それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。指定管理者の件でお伺いしたいのですが まず1点 資料2-2のほうのスケジュール見ると、指定管理者最終的に決まるの3月なのかなというふうに思うのですが、11月ぐらいから一部店舗がスタートするというふうな状況だと思うのですが、そのあたりの対応はどのようにするのかが1点と、あと指定管理者ということで公募ということなのですが、費用的なものどのぐらいを想定しているのかも、想定している費用的なものがあれば教えていただき、指定管理をしていただくために支払う指定管理料、そのあたりどのぐらいを想定しているのか、想定があれば教えてください。

○議長（塙野芳美君） 課長。

○参考兼産業振興課長（菅野利行君） 先ほど私のほうで説明漏れてしましました。11月の選考分につきましては今工事当然継続しておるので、今の工事を請け負っている会社のほうに管理委託という形でお願いするようになると思います。工事をやりながらの管理なものですから、そういう形でこれも9月の議会にその委託料等について計上させていただいております、補正のほうで。あと、費用

なのですが、これは公募することになりますし、今まだはつきり積算はしていません。ただ、これまでの従前のショッピングプラザさん等々の経費が幾らかと、あるいは今度はテナント調整とか、我々入っている方のテナントの調整って素人なものですからできませんので、そういう部分を上乗せしていった形でお出ししたいということでございます。ですから、今の時点で金額このぐらいだということは、ちょっとご容赦いただきたいと思うのです。申しわけございません。

○議長（塙野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。スケジュールについては理解しました。複合商業施設、非常に重要な施設だというのは認識しておりますし、指定管理も必要なのはわかるのですが、これは今までだとどちらかというと国の補助などを利用させてもらって、例えば施設買い取りであるとか今の工事、その他というのは進めてきていると思うのですが、この指定管理料というのは恐らくそういういったものを使えないのかなと感じているのですが、そのあたりいかがなのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 議員ご指摘のとおり、そういう指定管理に関する費用につきましては、直接補助ということはなかなか難しいという、したがいまして指定管理料につきましては町のほうの負担になるというような形で今考えてございます。

○議長（塙野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。いずれにしろ指定管理必要なのかなというふうに思っておりますので、余り大きな負担にならないような努力をしていただきたいなと、まだ決まっていないということなので、いろいろと知恵を絞っていただきまして、なるべく大きな負担にならないような努力をしていただくことを要望しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 第6条の（2）、修繕等にということで、これに係る工事費関係、どこから捻出する予定なのかと、あと第15条、損害を賠償しなければならない、これの滑りどめとあるのだけれども、保険関係、どのように考えているのか、この2点教えてください。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） まず、1点目の複合商業施設の修繕等に関しましては、修繕をする際の考え方も一つあると思うのですけれども、対応が使用の中で修繕しなければならないという状況に陥った場合の費用につきましては、こちらについても町の費用という考え方で今思っております。

それから、第15条、損害賠償につきましての備品等の保険、こちらにつきましても町が入ることになっている行政財産の保険、こちらについては建物及び中の動産というようなものの保険の加入の仕方ということで、これにつきましても本年度中につきましては予算計上させていただきまして、進め

たいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 第6条のほうちょっと捕捉させていただきます。従前からの指定管理者の業務という形を進めてまいりましたけれども、一般的に修繕は大規模修繕と小規模修繕に分かれます。震災前の指定管理9つくらい町でも出しておったのですが、その中では10万円以下の場合については、1品1品は10万円以下、あるいは総額で例えば50万円とか、そういうものを指定管理用として出すのです、少額の場合は。それを超えた場合には、町のほうが大規模修繕とか、そういう場合については町の予算でやると、だから修繕は指定管理料に含めて、例えば窓ガラス等々、軽微なものについては指定管理者が行う。実際にいろんな破損したり何かする大きなものについては、町が予算を計上して行うというのが従来どおりやってきておりますし、当面この形でやろうかなという形でここに入れさせていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 富岡町では、いいも悪いも今まで第3セクター関係、リフレもそうだったし、そういう付随するものの悪かったことを頭に置いて、こういうことを決めていってくれないと、ただこの文言だけ見ると、どっちで出すのだか何するのだかよくわからない文面になるから、決して今までの汚点あるような施設の二の舞だけ踏まないようにお願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 当然従来やっていたから、そのまま踏襲するという形は思っていません。当然9つも運営していましたので、そのよかったです、悪かった点はやはりきっちりしていきたいと思っています。細かい点については、実はこれ設置条例でございますので、今後包括協定とか年度協定の中で実際指定管理者とこの部分については、あとこういうものについてはという形で設定するような形になっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 13条の使用料の減免のところなのですけれども、特別の事由があるときはということで出ているのですが、大まかにどういうような状態、これ広場使うときも料金が発生していくというふうになっているので、どういう状態で減免というのはやろうとしているのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 減免につきましては、特別の事情があると認めるときは指定使用料の一部をまたは全部をということでございますが、こちらにつきましては当面事業が開始された

中である程度の年数という形で、商業者の商圈喪失の中での事業再開に向けて町としては年数を切るような形で減免したというような形で今のところ考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 商業施設の使用料と貸し事務所施設の使用料は当然のことなのですが、今はつきり言わなかったからですね。3番の裏のページ、4ページのところに交流広場の使用料も当然決まっているわけです。今までも町のいろんな文化施設とかそういうものがあったときにも、減免というのはきちっと決まっていたと思うのですけれども、今回この交流広場の使用に関してはどういうような減免の仕方を考えているのかもう一度お願ひします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） こちらの交流広場につきましては、実際に地元飲食店さんが経営される前のフードコート兼ということの交流広場という位置づけになろうかと思います。こちらにつきましては、そういう交流広場を使用してお買い物に来られた方に対してのイベント的なものやまたは補聴器、眼鏡等のお年寄りに対する修繕等の申し出があつたりとか、そういう場合につきましてのそういう場所の使用に向けまして料金設定をしたものでございまして、こちらにつきましては一定程度そういう使用に合わせまして、費用をいただくような形で考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 費用をとって貸すというのは当たり前のことなのですが、今私の質問は減免どういうものを減免として考えているのか、それから今のお話ですと交流広場というのはインドア、施設の中ということなのですけれども、あそこは施設の外にも広場があつたりすると思うのですけれども、そういうところは完全に無料で開放するということの減免のことと、それと2点お知らせください。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） そもそも論で申しわけないのですが、ここに出てる使用料というのは、いずれもみんな議会で同意いただく条例の使用料というのは最高限度額になります。ですから、この額をもってこれ以下、範囲の中で例えば公益性があつたり、裏面の4ページなりますが例えば今の状況ですとNPOだったりボランティアが来て、住民のためになると判断した場合には取りませんし、減額するか取らないかの判断はあると思います。あとは、純粋にさっき言ったように、補聴器とか眼鏡をみんながあれだから移動販売みたいにしたいですよと言った場合には、この限度額の中でやっぱり状況に応じて減免だったり、あるいは無料ということはお金取る場合にないとは思うのですが、そういうものを設定していきたいという考えです。あと、駐車場については当然許可とか使用の許可、公認しますという届け出は出しますが、お金的には取る想定はしておりません。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） この使用料の算定基準というか算定したこういうふうに決まった理由をお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 条例上使用料につきましては、平米1,000円という記載させていただいております。こちらにつきましては、年間の維持費等を想定しまして営業面積がございます。営業面積と貸し事務所も合わせましてトータルした面積で積算したもので1,000円という形をとらさせていただきました。なお、また選考している事例等が広野さんですとかそういった事例もありますので、そういうものも含めた考慮した考え方で1,000円という形で設定させていただきました。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 指定管理者は、運営とか建物維持のほうを指定管理料という形なのですけれども、あそこは駐車場が多分借地だったのではないかなどと思うのです、なかなか売っていただけないというか。結局町としては、これからずっとあそこの駐車場の借地料を負担し続けなければならないと思うのだけれども、黒字になる必要はないけれども、ただ余り大きい赤字でも困るのかなと思うのです。その辺の駐車場の借地料、年間で数百万円だったと記憶するのだけれども、それはずっと町も負担し続けるのですか。その辺教えてください。

○議長（塙野芳美君） 課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えします。

全部が全部借地ではないのですが、地権者の数からいえば共有もあるので3人で、対象とすれば2件でございます。ただ、これまだ交渉中なのですが、一部については売買の交渉も続けております。なおかつ当面急いでいますので、今借地でお願いしていますが、やはり負担から見れば、やっぱり買い取りのほうが町にとってはいいという考え方当然ありますので、今後も買い取りたいと、売買ということでは進めていきたいと思います。一部については、成り立つかどうかわからないですが、一部については年度内を目指すし、それ以外についてもやはりそういった交渉は続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ということは、指定管理者のほうには管理、運営をお願いするけれども、その駐車場は町がずっと払うと、売ってもらえないときは。そういうことで間違いないですよね。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員おっしゃるとおり、指定管理、駐車場自体も指定管理になります、業務的には。指定管理料をお払いする、指定管理者には。あと、借地料についてはおっしゃるとおり、借地であればずっと払い続けなければならないという状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 使用料なのですが、この条例でこれはいいとは思うのですが、それで今9月議会に向けてと、次12月になってしまいますので、その10月後半、11月には町内の業者、ダイユーエイトさんが一部供用を開始するということで、その使用料、多分決まっているのだと思います。これが原案あと幾ら減免するかということなのですが、前にも私言わせてもらいましたが、この原発事故というのは1年や3年で終わる問題ではないですよね。そういう部分でどういう取り決めしているのかお教えください、この使用料を。

あと、もう一点なのですが、この2—2のほうで指定管理者、指定管理制度にして管理者に委託するということなのですが、町で委託する業者決まっているということではなくて、どういった会社に委託を公募する気が、その辺の目安があれば教えていただきたい。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） ご質問いただきました使用料の取り決めにつきましてですが、商業施設のほうに入っていただくテナントの方、これまでいろいろと入居するに当たってお話をさせていただいている中で、やはり商業始まって最初商圏喪失の中でなかなか軌道に乗るまでは難しいだろうというようなことも中に入りまして、実際にある程度の年数を区議ってというような形で今考えていますのは、これまでの全協の中でもちょっとお話をさせていただきましたが、3年程度の使用料につきましては減免をさせていただければというような形で、減免という形をとれないかということで今話しているところなのですが、ただ3年以降につきましては状況を見てという形で、使用料についてののぞむ考え方を示させていただいているということです。

それから、今どういったところを考えているのかということにつきましては、実際に大きな商業施設でございますので、そういう商業施設を運営したことの他の商業施設というようなことで、運営しているような事業者を想定はしておりますが、そのほかに実際に町内でそういうところをやったところあるかとか、また他町村の指定管理の状況とかを鑑みますと、やはりそういう商業施設をやった経験があるところを公募という形がとれればですが、公募という形で募集させていただく。ただ、あとはそういう工事等をされている事業者等もありますし、いろんなところの多方面に声がけをして公募したいというような形とれればと考えております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 使用料に関しては、3年程度減免したいということで、全額減免ということかな。本来であれば、11月からオープンとしても当初の二、三年は今の除染業務やら何やらで人がいっぱい入っていますので、大分楽な経営ができるのかなと、楽ではないと思いますが、採算面ではある程度ペイできる経営ができるのかなと思うのです。その後、大変な運営が強いられてくると思いま

すので、やっぱりもう少し本来であれば長くうたってやるのが筋かなと思いますが、3年程度やってみてその後はその後で考えたいということですので、それは理解します。

あと、指定管理者に関しては、実際有能な指定管理業務ができるところが入ってくれば一番いいのかなと思うのですが、やっぱり最初できなくともだんだんそれで、いい案が出てうまく運営できるという方法も一つ考えるべきではないかなと、そういう部分でいうと、今現在町のサロン運営していますよね。そういう会社は、地元の人たちがつくった会社ですので、そういうところにもアピールしていくのも一つの町づくりの一環ではないかなと思いますので、ぜひその辺も頭に含み置きいただければありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 1点目の使用料につきましては、ご理解いただいたということですが、この規定の中で指定管理3年と定めております。あと、附則の見直しで3年で状況に応じて見直すということになっております。本来指定管理ですと、最短で3年で多くは5年なのです。長い場合には、10年なんてケースもございます。今回企業、受けるほうからすれば長いほうが当然有利なわけですから、5年というのも考えられるのですが、こういう状況で全然難しい状況だと思っています。ですから、最短の3年でちょっと状況見させていただいて、その後については状況に合わせた検討をしたいということで設定させていただきました。

あと、指定管理業務で、公設民営ということで2番目ですが、我々が企業さんと交渉する中で、やはり従前はキーテナントベニマルさんだったのです。その中でやっぱり施設の運営というかテナント間の調整業務とか、売り出しにしてもいろいろ何かあるらしいのです。今回公設民営なので、町の運営でしょうという話しされて、やはり運営という部分、施設の維持管理であればある程度いいと思うのですが、運営という部分をどう見るかというのは今回ポイントなので、その辺をちょっと勘案させていただいて、やはりある程度そういうノウハウがあるところを選びたいというふうには思っております。ただ、状況をちょっと検討させていただきたいとは思いますけれども。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 使用料につきましては、ぜひそんな考え方をお願いしたいと、あと管理、運営に関しては先ほど言ったように、確かにノウハウの面持っているところを入れることによって商業施設がはやっていくという部分もありますが、先ほど言った町内の団体、指定管理業務を持っていればの話ですが、持っているとすれば、やはり会社としては発足して余り事業やっていなくてノウハウほとんどないと思いますが、一人一人見れば今までほとんどの人が商売を手がけていた人ですので、その辺の一人一人のノウハウはすばらしいものがあろうかなと思いますので、ぜひそういう方向にも目を向けてやっていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員おっしゃること十分理解できます。今後なのですが、方法論としては基本公募等になっていますので、そこで対応していただけるかどうかというのもございますので、その辺はなるべく早くこちらでも出して、その中で応募いただければというふうには思っております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

課長ちょっとこれ確認しますけれども、別表の3番、交流広場の使用料、基本料金（使用1回につき）ということで書いてありますけれども、これ例えば午前、午後、夜間と別口、別口、別口で1日借りても3,000円なのです。全日借りると1万1,200円なのです。これ1回という読み方で表現はよろしいのですか。

課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） この表でいきますと、区切った場合と全日の場合とあります
が、1日使う場合にはあくまでも全日のほうでやります。とらせていただきます。それと、区切った
ほうが安いという意味ですか。

○議長（塙野芳美君） ですから、午前、午後、夜間って借りる借り方もできるわけですよね、申
し込みとしては。だめだってどこかでうたっていますか。使ったら全日とみなすって、それはあなたの
ほうの勝手な解釈であって、それはどこにも決めていないので、これでよろしいですか、本当に。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 基本としては、今言ったように1日は1日できちっとやらさ
せていただきますし、細かい基準については規則等で定めさせていただきたいと思っています。運用
については、規則等について、ここは先ほど申しましたように使用料の限度額を定めていますので、
細かい運用についてはそちらのほうで委ねたいと思っています。

○議長（塙野芳美君） 係長何かありますか。

係長。

○商工係長（安藤 崇君） 申しわけございません。若干改めましてこちらの料金設定についてから
ご説明申し上げます。

まず、こちらの金額でございますが、参考としておりますのが、当町の文化交流センターでござ
います。学びの森のふれあい広場から積算を上げております。こちらの50平米以上の利用料金の設定を
参考といたしまして、こちらでは午前、午後が800円、午前が9時から12時を午前といたしまして、
午後が12時から5時です。こちらは、800円という規定が設けられております。夜間につきましては、
5時から9時までが1,200円となりまして、こちら学びの森での料金設定となります。また、こちら
の学びの森につきましては、全日、1日借りた場合は1万1,200円ということとなりまして、ほかの
条例等の整合も図る上でこちらを参考に当該複合商業施設につきましてもこちらを採用した次第でござ
ります。なお、興行を目的としない場合がただいまの積算でございまして、興行を目的とする場合
につきましては、こちらは体育館でございます。富岡町社会体育施設条例を参考に、こちらは興行す

る場合としない場合の比較につきましては3掛けとなっておりまますので、2条例を参考といたしまして設定したものでございます。ご指摘のとおり、終日利用される場合と各日にち積み上げにつきまして金額差異がございますが、何分ほかの条例との整合を図った上の積算となるところはご理解いただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） それでは、今係長申したように他条例と整合性を図る上で提出しましたが、議長のご指摘の点も含めて、この表だけ見直させていただきたいと思います。済みません、申しわけございません。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 (午後 1時42分)

再 開 (午後 1時43分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

そのほか各議員からございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ以上をもちまして付議事件2、富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例についてを終わります。

次に、その他に入りますが、ここで安全対策課長より富岡町地域防災計画の改正について発言を求められておりますので、許可いたしますが、移動のため暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時44分)

再 開 (午後 1時45分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

それでは、安全対策課長より説明を求めます。

課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） それでは、防災計画の改正について、着座にて説明させていただきます。

防災計画の改正は、今月を目標に作業を進めてきたところでございます。本日は、前回説明いたしました経営学の素案につきまして、防災会議、パブコメなどで出された意見の内容を精査した結果についてここで説明申し上げ、最終の防災会議において決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、内容について飯塚課長補佐、遠藤係長より説明いたします。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○安全対策課長補佐兼消防交通係長（飯塚裕之君） それでは、資料をお願いいたします。お手元の資料は、一くくりになっておりますけれども、関係機関からの意見、パブコメ、その他修正事項の3種類があり、その他修正事項は役場内からの意見及び事務局での見直しとなっております。本資料はいただいた意見等を全て掲げておりますが、ここでの説明は軽微な字句の訂正や名称の変更等は省略し、内容が変わるものについてのみの説明とさせていただきます。

では、資料の関係機関からの意見をごらんください。初めに、2ページの一番上です。気象台からの欄です。こちらは、水害時の避難準備情報の判断基準ですが、気象台からの提案により、洪水警報暫定基準の1時間50ミリを採用し、数値を確定したものであります。流域平均累加雨量については、国が示す避難判断のガイドラインで新たに掲げられたものであり、関係機関においてもまだ示せる状態にはなっていないため、今後の協議により決定していくこととなります。

次の欄です。こちらも数字の確定で、高潮災害時避難勧告の判断基準であります。こちらは、高潮警報暫定基準のTP1メートルを採用するものであります。

次に、大きい枠内をごらんください。ウについては、記録的短時間大雨情報の発表についてであり、福島気象台の発表基準となります100ミリとしたものです。以下は、全て県の地域防災計画に整合させたもので、各種情報の種類、伝達方法などを追記したものであります。

次に、4ページ、こちらの5段目をごらんください。こちらの2点については、地震及び津波の発表基準であり、現在における気象台の発表基準に修正したものです。次に、7段目、8段目についてであります。こちらは津波に関する避難勧告等であります。避難勧告等のマニュアルでは、津波に関しては早い避難が必要であるため、避難準備情報、避難勧告は発令せず、避難指示のみ発令するとしてありますので、マニュアルどおり修正するものであります。

以下、原子力編については後ほど遠藤より説明いたしますので、8ページのその他修正事項をごらんください。こちらの左端、総則及び一般災害対策編の修正は文言の修正、引用部分の修正のみとなっております。第1編、総則、第2編、一般災害対策編、第3編、震災対策編については以上です。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○原子力事故対策係長（遠藤 淳君） では、続きまして私より原子力対策編についてご説明をさせていただきます。

原子力災害対策編におきましては、関係機関、パブリックコメントにてご意見をいただいておりまして、その意見等を踏まえ修正を行っております。4ページをお開きください。4ページの一番下より関係機関の意見が記載しておりますが、ご意見をいただいた関係機関は東京電力であります。東京電力からは、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故後の安全対策の表記について一部追記、訂正をいただいております。主な内容についてご説明いたします。下から1段目の表内、2番目にあります1、2、3号機の使用済み燃料プール冷却停止対策において、非常用ポンプが使用できない場合の注水体制についての正しい表記について、また5ページをお開きいただき、5

ページの1段目の表内、2番目にあります津波対策については、建屋扉の強化に加え、開口部においても止水対策を実施していることの表記の追加、福島第二原子力発電所については同じく5ページ、2段目の表内において冷温停止の維持に係る原子力災害事後対策が完了した日付が追記されております。

以上が関係機関、東京電力よりいただいたご意見ですが、以前の表記、内容から大きく変わるものではございませんでした。

続いて、パブリックコメントの対応についてご説明いたします。パブリックコメントについては、町民の方1名よりご意見をいただいております。こちらについても主なものをご説明させていただきます。資料の6ページをお開きください。上から2段目の福島第一原発敷地内に整備予定の放射性物質分析研究施設での放射能漏れのリスクへのご意見です。福島第一原発敷地内に建設が予定されている放射性物質分析研究施設については、低放射線量1mSv/h以下及び中放射線量1Sv/h以下の瓦れき類を扱う第1棟と燃料デブリ等を扱う第2棟並びに施設管理棟の3棟がございます。施設の建設までをJAECが行い、施設建設後の安全管理は東京電力が行うことから、事故等が発生した場合、原子力災害対策特別措置法に基づき、現在同様の通報連絡体制により通報連絡が行われます。建設前においては、福島県の廃炉協等を通じて説明があるものと考えております。町民の安全、安心のために厳しい目で確認してまいりたいと思っております。

なお、施設建設における防災計画への追加記載が必要な場合においては、国や県防災計画等の整合性も含め改定していきたいと考えております。

続いて同じく6ページ、上から4段目の住民への周知方法についてですが、防災計画（案）では特に必要と認められるものについては町民へ周知を図るものとすると記載し、特に必要と認められるものは何か、情報隠蔽につながるおそれはあるのではないかとのご意見をいただきました。ご意見のとおり、特に必要と認められるもの以外は町民へ周知しないものとも読み取れ、誤解を与えかねない記載であることから、これを訂正しまして福島県地域防災計画同様、特に必要と認められるものについての表記を削除し、広く町民へ周知を図る旨の文言を追記しております。

最後に、7ページをお開きください。7ページの上から2段目、スピーディーの活用についてのご意見です。国税をかけ構築したシステムを活用しなければ避難方向もわからず、過剰な被曝をするおそれがあるとのご意見をいただきました。現在福島県での原子力災害時の避難経路の判断において、スピーディーによる判断を行うことはございません。国、県が行う緊急時モニタリングの情報によって各自治体が判断し、福島広域避難計画上に示されております避難ルートに基づき、無用な被曝をしないための避難経路を決定し、避難することとしております。これらのことから、このご意見につきましてはご意見を賜ることといたしまして、今回の防災計画においては修正等は行わないこととしております。

また、8ページのその他修正事項につきましては、委託業者等と協議を重ね、表記等の修正を行つ

たものです。ご確認いただければと思います。

以上が原子力対策編でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

その他ございますか。まず、執行部のほうはどうでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 議員各位のほうその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 1時55分)